

解約契約書

令和7年10月1日、「松江市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例」が施行されることに伴い、法吉地区自治会連合会（以下「甲」という。）とFS Japan Project41 合同会社（以下「乙」という。）が、令和6年4月17日付けで松江市（以下「丙」という。）を立会人として締結した「松江太陽光発電所事業(仮称)に関する協定書」及び「松江太陽光発電所事業(仮称)に関する遵守事項」（以下総称して「原協定」という。）について、甲乙は協議の上、以下のとおり解約契約（以下「本契約」という。）を締結した。

記

第1条（解約）

甲及び乙は、原協定を令和7年10月17日限りで終了させる。

第2条（清算条項）

甲及び乙は、本契約に定めるほか、原協定に関して互いに何ら債権債務が存在しないことを確認する。

第3条（通知・公表）

甲及び乙は、本契約の内容を関係者に通知し、又は公表することができるものとし、これに互いに異議を述べないものとする。

本契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年10月17日

当事者

甲 法吉地区自治会連合会
代表者 金築 孝 印



乙 FS Japan Project41 合同会社
代表社員 マツエ・ソーラー・プラント・エルティエディー
職務執行者 ビュフォード・ジェームス・エベレット 印



立会人

丙 松江市
市長 上定 昭仁 印

